

# 令和 8 年度（2026 年度） 保育園・認定こども園等利用案内

利用申込期間 **令和 7 年 10 月 14 日(火)～31 日(金)**

※年度途中で育児休業後復帰予定があるなど、年度途中に入園を希望する場合も、必ず期間中にお申し込みください。

## 利用申込提出先

| 利用希望施設            | 利用申込提出先                            |                |
|-------------------|------------------------------------|----------------|
| 保育園<br>認定こども園保育園部 | 公立園、子育て支援課、振興局、<br>私立認定こども園（在園児のみ） |                |
| 認定こども園幼稚園部        | 公立                                 | 公立園、子育て支援課、振興局 |
|                   | 私立                                 | 私立認定こども園       |

- 必要書類がすべてそろっていないと受付ができません。  
利用案内をよく読み、記入漏れや書類の不備がないようご確認ください。
- 兄弟姉妹の書類は、まとめて提出してください。
- 利用申込期間を過ぎた後（令和 7 年 11 月以降）も申し込みは受け付けますが、期間内に申し込みをされた方を優先して審査・利用調整・入園決定します。
- 利用申込期間を過ぎた後（令和 7 年 11 月以降）の申込期限は、4 月入園希望の場合は令和 8 年 2 月 2 日（月）まで、5 月以降入園希望の場合は利用を希望する月の前月の 1 日までです。（詳細は 3 ページをご確認ください。）
- 施設の見学を希望する場合は、事前に施設へお問い合わせください。

## もくじ

|                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| 1. 施設について .....                    | P.1     |
| 2. 教育・保育給付認定について .....             | P.1～2   |
| 3. 各園の利用について .....                 | P.3～7   |
| 4. 利用者負担額（保育料・給食費）について .....       | P.8～9   |
| ◇利用者負担額表 .....                     | P.10    |
| 5. 入園選考・利用調整について .....             | P.11～12 |
| 6. 入園申し込み・利用にあたっての留意事項・確認事項等 ..... | P.13～14 |
| 7. 入園申込書・様式の記入例と留意事項等 .....        | P.15～20 |
| 8. お知らせ .....                      | P.21    |
| ◇真庭市一時保育事業 .....                   | P.21    |
| ◇真庭市園マップ .....                     | P.22    |
| ◇真庭市内の園一覧 .....                    | P.23    |



真庭市 子育て支援課

〒719-3292 真庭市久世 2927-2

電話 0867-42-1054

## 1. 施設について

保護者の希望や就労などにより、以下の教育・保育施設等を利用することができます。

| 施設     | 施設の説明等   |
|--------|--|
| 幼稚園    | 小学校就学前の子どもに、年齢にふさわしい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための学校教育法に基づく教育施設です。                                     |
| 保育園    | 保護者が働いていたり、病気にかかったりして、家庭で保育ができないときに、保護者に代わって児童を保育する児童福祉施設です。                                   |
| 認定こども園 | 幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設です。0～2歳は保育園部のみ、3～5歳は家庭の状況により幼稚園部か保育園部のどちらかを利用できます。3～5歳は、幼稚園部と保育園部と一緒に生活を行います。 |

市内保育園・認定こども園等の位置、詳細については 22、23 ページをご覧ください。

## 2. 教育・保育給付認定について

### (1) 教育・保育給付認定について

保育園・認定こども園等を利用する場合、教育・保育給付認定が必要となります。

教育・保育給付認定は保育の必要性の有無と年齢に応じて、「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」のいずれかに区分され、認定区分によって利用できる施設が分けられます。

「教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育園・認定こども園入園申込書」に必要書類をそえて認定を申請してください。認定後は真庭市から「支給認定証」が交付されます。すでに認定を受けておられる方につきましては、現況を確認させていただきます。

なお、「支給認定証」は、各施設を利用する資格があることを認定するもので、入園を保証するものではありません。

### 【認定区分】

| 認定区分 | 要件  | 有効期間                     | 利用できる施設                        |
|------|---|--------------------------|--------------------------------|
| 1号認定 | 満3歳から小学校就学前の子どもで、教育を希望する場合                      | 小学校に入学するまでの期間            | 幼稚園<br>認定こども園（幼稚園部）            |
| 2号認定 | 満3歳から小学校就学前の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合 | 小学校に入学するまでの期間（注1）        | 保育園<br>認定こども園（保育園部）            |
| 3号認定 | 満3歳未満の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合       | 満3歳の誕生日の前々日までの期間（注1）（注2） | 保育園<br>認定こども園（保育園部）<br>地域型保育事業 |

（注1）有効期間は、保護者の「保育を必要とする事由」の状況等によって異なる場合があります。

（注2）認定中に満3歳に年齢到達した場合、3号認定から2号認定への変更の手続きは不要です。満3歳の年齢到達後に、2号認定の支給認定証を市から送付します。



### 3. 各園の利用について

#### (1) 利用申し込みの対象者

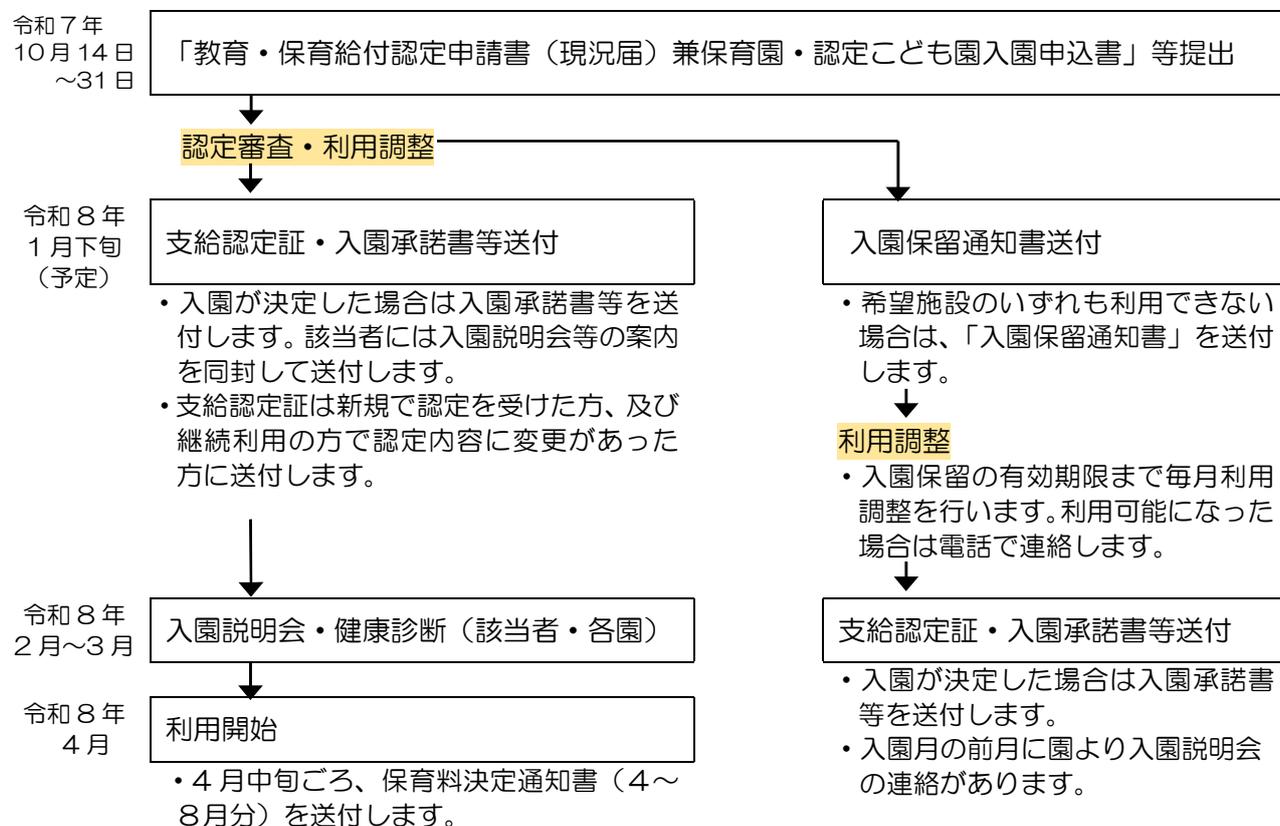
真庭市に住所を有している（出生予定、転入予定含む）令和8年度に新たに保育園・認定こども園等の利用を希望する子ども、および、すでに保育園・認定こども園等を利用しており、引き続き利用を希望する子ども。

#### (2) 手続き方法

利用申し込みがあった子どもについて、提出された書類に基づき、認定審査・利用調整を行いますので、4～7ページの【利用申し込みに必要な書類】等をご確認いただき、必要書類をすべてそろえてから利用申込期間内に申し込みをしてください。

申し込みに必要な書類の様式等は提出先窓口にあります。また真庭市ホームページにある様式をダウンロードして利用していただくことも可能です。

#### (3) 利用申し込みから利用開始までの流れ（2号・3号認定、および公立園の1号認定の場合）



◆支給認定証の送付は、4月利用開始に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要することから、4月利用開始の場合は1月下旬以降に送付します。途中入園の場合は入園月の前月に送付します。

◆年度途中入園の場合、入園説明会・健康診断は入園月の前月に行う予定です。入園説明会については、入園月の前月に園より連絡する予定です。

#### (4) 申込期間を過ぎた後（令和7年11月以降）の申し込みについて

令和7年11月以降も申し込みを受け付けますが、申込期間中に申し込みをされた方の入園決定後に利用調整を行いますので、定員や受け入れ体制によっては希望の園を利用できない場合があります。

| 利用希望月    | 令和7年11月以降の申込期限 | 結果連絡          |
|----------|----------------|---------------|
| 令和8年4月   | 令和8年2月2日（月）    | 令和8年2月上旬      |
| 令和8年5月以降 | 利用を希望する月の前月1日  | 利用を希望する月の前月上旬 |

## (5) 【1号認定】認定こども園幼稚園部の利用

### 【利用の要件】

- ・ 真庭市に住所を有し、集団保育が可能な子ども。(保護者の就労の有無等を問いません。)

### 【利用対象年齢】

|    |   |                                   |
|----|---|-----------------------------------|
| 公立 | 北房こども園、木山こども園、落合こども園、美川こども園、河内こども園、天の川こども園、久世こども園、米来こども園、勝山こども園、美甘こども園、湯原こども園、八束こども園、川上こども園 | 3、4、5歳児<br>(令和2年4月2日～令和5年4月1日生まれ) |
| 私立 | 星のこども園  |                                   |

### 【公立認定こども園幼稚園部に関すること】

|      |   |
|------|---|
| 保育時間 | 午前8時30分から午後1時30分  |
| 休園日  | 土曜日、日曜日、祝日、学年始・夏季・冬季・学年末休業日、その他園が定める日   |
| 保育料  | 無料  |
| 給食費  | 月額 4,400円(主食費400円、副食費4,000円)<br>※月額は今後変更になる場合があります。<br>※主食については、利用する施設により、費用を負担していただく場合とごはんを持参していただく場合があります。<br>※副食費は、住民税額および兄弟構成により免除になる場合があります。<br>※8月分は給食費を徴収しません。 |
| その他  | 後援会費等が必要になる場合があります。   |

### 【利用申し込みに必要な書類】

| 必要書類                                | 必要数・留意事項   |
|-------------------------------------|--|
| ① 教育・保育給付認定申請書(現況届)兼保育園・認定こども園入園申込書 | 子ども一人につき1枚<br>15～18ページの記入例と留意事項等をご確認いただき、必要事項を漏れなく記入してください。      |
| ② 個人番号申告書<br>※すでに1号認定をうけている場合は不要    | 新規に1号認定を申請する子ども一人につき1枚<br>提出時に、窓口に来られる方の個人番号・身元確認のできる書類をお持ちください。 |

### 【利用者負担額算定のため、該当になる場合に添付が必要な書類】

| 添付が必要な場合                               | 添付書類                                 |
|--|--------------------------------------|
| ア 申請児童の保護者が里親の場合                       | 児童委託書の写し                             |
| イ 離婚調停中の場合                             | 離婚調停中であることが確認できる書類(事件係属証明書等)         |
| ウ 在宅障がい者(児)のいる世帯で、療育手帳の交付を受けている場合      | 該当者の療育手帳の写し                          |
| エ 同一生計の子どもが就学や療育等の理由により市外に居住(別居)している場合 | 該当する子どもの保険証の写しまたは、本籍・筆頭者の記載がある住民票の写し |

★星のこども園幼稚園部の利用を希望される場合は、星のこども園へ直接入園申し込みをしてください。入園決定後、施設の案内に従って1号認定の申請をしてください。詳しくは、星のこども園へお問い合わせください。

星のこども園幼稚園部の利用については  
こちらから ▶



## (6) 【2号認定・3号認定】保育園、認定こども園保育園部の利用

### 【利用の要件】

- ・真庭市に住所を有し、集団保育が可能な子ども。
- ・保護者が、「保育を必要とする事由」(2ページ参照)のいずれかに該当し、家庭において必要な保育ができないこと。

### 【利用対象年齢】

|   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| 愛慈園   | 生後2カ月から2歳児クラスまで                   |
| 北房こども園、落合こども園、<br>天の川こども園、星のこども園  | 生後6カ月から就学前まで                      |
| 久世第二保育園、月田保育園、富原保育園、中和保育園、<br>美川こども園、木山こども園、河内こども園、勝山こども園、<br>美甘こども園、湯原こども園、八束こども園、川上こども園 | 満1歳の誕生月の翌月1日から就学前まで               |
| 久世こども園、米来こども園   | 3、4、5歳児<br>(令和2年4月2日～令和5年4月1日生まれ) |

### 【保育時間等】

|      |  |
|------|--|
| 開園時間 | 午前7時30分から午後7時00分   |
| 保育時間 | 保育標準時間(最長11時間利用の場合) 午前7時30分から午後6時30分<br>保育短時間(最長8時間利用の場合) 午前8時30分から午後4時30分   |
| 延長保育 | 午後6時30分から午後7時00分 利用料金 1人200円/日<br>★星のこども園では、上記以外の時間帯も実施します。詳しくは園へお問い合わせください。 |
| 休園日  | 日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)  |

### 【保育料・給食費等】

|     | 0歳児から2歳児                  | 3歳児から5歳児  |
|-----|---------------------------|---|
| 保育料 | 「利用者負担額表」(10ページ)をご参照ください。 | 無料  |
| 給食費 | 保育料に含まれます。                | 月額 4,900円(主食費400円、副食費4,500円)<br>※月額は今後変更になる場合があります。<br>※主食については、利用する施設により、費用を負担していただく場合とごはんを持参していただく場合があります。<br>※副食費は、住民税額および兄弟構成により免除になる場合があります。 |
| その他 | 後援会費等が必要になる場合があります。       |   |

### 【慣らし保育について】

初めて保育施設を利用される場合、お子さんの生活環境が変わることによる負担を和らげるため、入園後に慣らし保育を実施します。慣らし保育期間中は通常の保育時間より早めのお迎えとなります。慣らし保育の期間(およそ1週間から10日間程度の予定ですが、施設や状況により異なります。)やお迎えの時間については、事前に保育施設とご相談ください。

### 【公立保育園等における土曜日の共同保育について】

土曜日保育の利用人数が少人数となった場合、近隣の保育園等と連携し、共同で土曜日保育を行います。令和7年度は、中和保育園は八束こども園、米来こども園は久世第二保育園、河内こども園は落合こども園、月田保育園は勝山こども園で土曜日共同保育を実施しています。なお、状況によっては実施体制を変更する場合があります。

【利用申し込みに必要な書類】

| 必要書類                                    | 必要数・留意事項   |
|---|--|
| ① 教育・保育給付認定申請書（現況届）<br>兼保育園・認定こども園入園申込書 | 子ども一人につき1枚<br>15～18ページの記入例と留意事項等をご確認いただき、<br>必要事項を漏れなく記入してください。                                    |
| ② 保育を必要とする事由を証明する書類                     | 保護者（父・母）それぞれについて、世帯に1部<br>以下の【保育を必要とする事由を証明する書類】を<br>ご覧になり、利用希望開始日時点の状況（予定含む）<br>に該当する書類を提出してください。 |
| ③ 個人番号申告書<br>※2号認定・3号認定継続の場合は不要         | 新規に2号認定・3号認定を申請する子ども一人に<br>つき1枚<br>提出時に、窓口に来られる方の個人番号・身元確認のできる書<br>類をお持ちください。                      |

【保育を必要とする事由を証明する書類】

| 保護者（父・母等）の状況  | 提出書類            | 添付書類  |
|---|-----------------|---|
| 1. 就労している（就労予定を含む）場合<br>○雇用されている方<br>○自営業、農業等に従事している方 | 就労証明書           | -   |
| 2. 妊娠中・出産を控えている場合<br>（予定日2ヵ月前～出産後2ヵ月）                 | 保育を必要としている事由申立書 | 母子手帳の写し等（保護者名と<br>出産予定日が確認できる部分）  |
| 3. 疾病・障害<br><br>○疾病等があり保育できない場合                       | 保育を必要としている事由申立書 | 通院（入院）証明書<br>※様式は「保育を必要としてい<br>る事由申立書」の裏面にありま<br>す。                       |
| ○障がいがあり保育できない場合                                       | 保育を必要としている事由申立書 | 障害者手帳・療育手帳等の写し<br>（障がいの程度が確認できる部<br>分）                                    |
| 4. 家族の介護または看護にあたる場合                                   | 保育を必要としている事由申立書 | 介護される方の障害者手帳・介<br>護保険証（認定済）等の写し   |
| 5. 災害に見舞われた場合   | 保育を必要としている事由申立書 | 罹災証明書   |
| 6. 求職活動中の方  | 保育を必要としている事由申立書 | -   |
| 7. 就学<br>○学生の場合<br>○職業訓練を受ける場合                        | 保育を必要としている事由申立書 | 学生証の写しまたは在学を証明<br>できる書類、就学時間がわかる<br>もの<br>職業訓練を受けることを証する<br>書類、訓練時間がわかるもの |
| 8. 育児休業中で保育利用中の子ども                                    | 就労証明書           | -   |
| 9. その他  | 保育を必要としている事由申立書 | 状況を証するために必要な書類  |

※育児休業中は、就労証明書に産休・育休期間、復職予定日等も記載の上、提出してください。

※就労証明書の記載内容は、必要に応じて事業所等に確認させていただく場合があります。

※申し込み後および入園後に保育を必要とする事由が変わるときは届出が必要です。

詳しくは13、14ページ「6. 入園申し込み・利用にあたっての留意事項・確認事項等」(7)をご覧ください。

※上記のいずれにも該当しない場合、または判断できない場合は、お問い合わせください。

**【該当の場合に添付が必要な書類】**

| 添付が必要な場合  | 添付書類  | 必要な理由                       |
|---|---|-----------------------------|
| ア 出生予定の子どもの入園を<br>申し込む場合                        | 出産予定の子どもの母子手帳の写し<br>等（保護者名と出産予定日が確認で<br>きる部分） | 出生予定の確認                     |
| イ 申請児童の保護者が里親の場合                                | 児童委託書の写し                                      | 必要書類の確認<br>利用調整<br>利用者負担額算定 |
| ウ 離婚調停中の場合                                      | 離婚調停中であることが確認できる<br>書類（事件係属証明書等）              | 必要書類の確認<br>利用調整<br>利用者負担額算定 |
| エ 在宅障がい者（児）のいる世帯で、<br>療育手帳の交付を受けている場合           | 該当者の療育手帳の写し                                   | 利用者負担額算定<br>（ひとり親世帯等軽減）     |
| オ 同一生計の子どものが就学や療育等<br>の理由により市外に居住（別居）し<br>ている場合 | 該当する子どもの保険証の写しまた<br>は、本籍・筆頭者の記載がある住民<br>票の写し  | 利用者負担額算定<br>（多子軽減）          |

※ 個人番号を利用した情報連携が可能な場合は、情報の確認のために従来必要であった書類の添付が省略可能になっています。ただし、情報連携の対象とならない事務や個々の状況により、上記のほかにも追加で書類の提出をお願いする場合があります。

**【広域入所について】**

里帰り出産や勤務地の関係などで住所地での利用が困難な場合、住所地以外の市区町村の施設を利用できる場合があります。

（１）真庭市に住民登録があり、真庭市外の施設を利用したい場合

真庭市の様式で、真庭市に申し込みをしてください。

真庭市が教育・保育給付認定を行い、利用希望施設のある市区町村と協議します。

利用調整は、施設のある市区町村が行います。

（２）真庭市外に住民登録があり、真庭市内の施設を利用したい場合

住民登録がある市区町村の様式で、住民登録のある市区町村に申し込みをしてください。

※詳しくは、住民登録のある市区町村担当窓口へ事前にお問い合わせください。

## 4. 利用者負担額（保育料・給食費）について

### (1) 利用者負担額の決定について

利用者負担額は、保護者（父母等）の市町村民税額と、児童の年度当初の年齢及び同一生計内の子ども的人数によって、市が決定し、保護者と施設に通知します。毎年9月に算定基準額の切り替えを行いますので、利用者負担額が変更になる場合があります。

|       |                                     |                                     |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 令和8年度 | 4月から8月分の保育料                         | 9月から3月分の保育料                         |
|       | 令和7年度市町村民税額<br>(令和6年1月～12月の所得を基に算定) | 令和8年度市町村民税額<br>(令和7年1月～12月の所得を基に算定) |

- ※保護者の市町村民税所得割額が非課税の場合、同居（住民票の世帯分離を含む）の祖父母等で最多収入者を生計中心（維持）者とし、その市町村民税所得割額を合算し、算定する場合があります。ただし、保護者の収入のみで生計が成り立っていると認められる場合は、保護者の税額のみで算定します。
- ※住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、配当割株式等譲渡所得割額の税額控除については利用者負担額の算定上は、控除の対象となりません。これらを控除しない税額で算定します。
- ※婚姻、離婚等で世帯状況の変更がある場合は、必ず変更届を提出してください。利用者負担額の変更は、変更届の提出があった翌月から適用されます。
- ※修正申告等による市町村民税の変更により利用者負担額が変更になる場合は、市町村民税の変更の情報を子育て支援課が知り得た翌月から適用されます。

### (2) 保育料について

保育料は、10ページの『利用者負担額表』のとおりです。

特定教育・保育施設等の利用にあたっては、認定保護者または扶養義務者に保育料の納付義務が生じますので、納付期限までに必ず納付してください。

※利用開始後は、出席の有無または保育の実施日数の多少にかかわらず、退園届が提出されるまで保育料が発生します。

### (3) 多子世帯等の保育料の軽減制度について

|   |                                    |  |
|---|------------------------------------|--|
| 1 | ひとり親世帯等※1で<br>市民税所得割額が77,101円未満の世帯 | 年齢に関係なく生計が同一の最年長の子どもから順に第1子は10ページの「利用者負担額表」の( )内の金額、第2子以降は無料 |
| 2 | 市民税所得割額が57,700円未満の世帯<br>(1以外)      | 年齢に関係なく生計が同一の最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は無料                      |
| 3 | 市民税所得割額が57,700円以上の世帯<br>(1以外)      | 小学校就学前の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は無料                                |
| 4 | 第3子（市民税所得割額の制限なし）                  | 1から3に加え年齢に関係なく生計が同一の最年長の子どもから順に第3子以降は無料                      |

※1 ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯（保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のないもので現に児童を扶養しているものの世帯）、在宅障がい児（者）のいる世帯（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者のいる世帯で児（者）が現に在宅している世帯）をいいます。該当者が療育手帳を取得している場合は、確認のため、療育手帳の写しを提出してください。

※ 保護者が監護している同一生計の子どもが市外で別居している場合は、多子世帯の確認のため、該当する子どもの保険証の写しまたは、本籍、筆頭者の記載がある住民票の写し等を添付してください。

### (4) 保育料の減免について

以下のいずれかに該当し、保育料を納付することが著しく困難と認められる場合は、申立て等に基づき保育料が軽減または減免される場合があります。

- 公的扶助を受けている世帯
- 天災その他災害を受けたとき
- 入園児の疾病等で欠席が1か月以上にわたるとき
- その他特別な事情があると認められたとき

該当の場合は、『保育料減免申立書』にその理由を証する書類を添付して各園（私立園を除く）、子育て支援課または各振興局に提出してください。申立書は各提出先に用意してあります。

詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

### (5) 給食費について

0歳児クラスから2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれています。

3歳児クラスから5歳児クラスの給食費（主食費と副食費）は保護者に負担していただきます。

- 給食費は利用する施設により異なります。主食費は、利用する施設により、費用を負担していただく場合とごはんを持参していただく場合があります。
- 1号認定では市町村民税所得割額が77,101円未満、2号認定では57,700円未満（ひとり親世帯等においては77,101円未満）の世帯と全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費が免除されます。なお、副食費免除対象者には市から通知します。

### (6) 利用者負担額の納付について

施設ごとの納付先と納付方法は以下のとおりです。

| 施設     | 運営 | 保育料納付先 | 給食費納付先 | 納付方法       |
|--------|----|--------|--------|------------|
| 保育園    | 公立 | 市      | 市      | 口座振替または納付書 |
|        | 私立 | 市      | -      | 口座振替または納付書 |
| 認定こども園 | 公立 | 市      | 市      | 口座振替または納付書 |
|        | 私立 | 施設     | 施設     | 施設にお尋ねください |

### (7) 納付先が真庭市の場合の納付方法、納付期限および滞納について

#### ① 保育料・給食費の納付は口座振替としております。

- 事前に金融機関への「口座振替依頼書」による申し込みが必要です。

子育て支援課、各園・振興局及び市内各金融機関に準備している「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、引き落としを希望される金融機関へ提出してください。

- 「口座振替依頼書」の納税（付）義務者欄には支給認定証の保護者名を記入してください。

「口座振替依頼書」が金融機関から子育て支援課へ届いた翌月以降から口座振替を行いますので、口座振替に切り替わるまでは納付書でお支払いください。

※すでに口座振替登録がある場合は、翌年度以降も口座振替を継続しますので、手続きは不要です。

※兄弟姉妹は同一口座からの引き落としになります。

#### ② 納付書による納付について

- 口座振替による納付ができない場合は、納付書により納付することができます。
  - 毎月中旬（15日頃）に、在園している園より当月分の納付書をお渡しします。
  - 納付期限までに、市内金融機関、コンビニエンスストア、市役所会計窓口等でお支払いください。
- ※市外の私立保育園を利用されている方の保育料納付書は、子育て支援課より郵送します。

#### ③ 納付期限について

口座振替日及び納付期限は、該当する月の末日（12月は25日）です。ただし、その日が金融機関の休業日にあたるときは翌営業日になります。

#### ④ 保育料の滞納について

- 当月分の保育料を期限までに納付いただけなかった場合、翌月20日に督促状を発送します。
- この督促状には督促手数料が加算されます。また、延滞金が加算される場合があります。
- なお、引き続き納付されない場合には、児童福祉法の規定により、地方税の滞納処分の例による給料・預貯金等の財産差押えを実施することとなります。
- 上記の督促を行うほか、児童手当を保育料未納分（現年分）に充てることがあります。
- 3か月以上の滞納がある場合、もしくは3か月以上にわたり納付約束を履行しない場合は、利用調整にあたり優先調整指数を減点します。

## 利用者負担額表

単位：円

| 教育認定の子ども |                            | 1号認定       | 保育認定の子ども |                            | 3号認定              | 2号認定    |
|----------|----------------------------|------------|----------|----------------------------|-------------------|---------|
| 階層区分     | 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分       | 利用者負担額(月額) | 階層区分     | 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分       | 利用者負担額(月額)        |         |
|          | 定義                         | 3,4,5歳児    |          | 定義                         | 0,1,2歳児           | 3,4,5歳児 |
| 1        | 生活保護世帯                     | 0          | 1        | 生活保護世帯                     | 0                 | 0       |
| 2        | 市民税非課税世帯                   | 0          | 2        | 市民税非課税世帯                   | 0                 | 0       |
| 3        | 市民税均等割の額のみ<br>※ 所得割の額のない世帯 | 0          | 3        | 市民税均等割の額のみ<br>※ 所得割の額のない世帯 | 10,000<br>(4,500) | 0       |
| 4        | 市民税所得割の額が77,101円未満         | 0          | 4        | 市民税所得割の額が24,300円未満         | 12,000<br>(5,500) | 0       |
| 5        | 市民税所得割の額が77,101円以上         | 0          | 5        | 24,300円以上48,600円未満         | 14,000<br>(6,500) | 0       |
|          |                            |            | 6        | 48,600円以上59,000円未満         | 16,000<br>(8,000) | 0       |
|          |                            |            | 7        | 59,000円以上68,500円未満         | 17,500<br>(8,750) | 0       |
|          |                            |            | 8        | 68,500円以上78,000円未満         | 19,000<br>(9,000) | 0       |
|          |                            |            | 9        | 78,000円以上87,500円未満         | 20,500            | 0       |
|          |                            |            | 10       | 87,500円以上97,000円未満         | 22,000            | 0       |
|          |                            |            | 11       | 97,000円以上115,000円未満        | 27,500            | 0       |
|          |                            |            | 12       | 115,000円以上133,000円未満       | 29,000            | 0       |
|          |                            |            | 13       | 133,000円以上151,000円未満       | 30,500            | 0       |
|          |                            |            | 14       | 151,000円以上169,000円未満       | 32,000            | 0       |
|          |                            |            | 15       | 169,000円以上235,000円未満       | 38,500            | 0       |
|          |                            |            | 16       | 235,000円以上301,000円未満       | 42,000            | 0       |
|          |                            |            | 17       | 301,000円以上397,000円未満       | 49,000            | 0       |
|          |                            |            | 18       | 397,000円以上                 | 53,000            | 0       |



・ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯の第1子の利用者負担額は、表中の下端( )内の額になります。但し、8階層については、77,101円未満の方のみ対象となります。

## 5. 入園選考・利用調整について

### (1)「1号認定」

公立園は市が入園決定を行います。定員を超える利用希望があった場合は、第1希望の園で抽選を行い、入園できなかった方については、第2希望以下の園で調整します。

※ 私立園は施設が入園決定を行います。

### (2)「2号認定」・「3号認定」

申込期限までに提出された書類等に基づき保育を必要とする状況を確認します。

保育の必要性の程度及び家族等の状況を、【入園選考基準指数表】と【優先利用調整指数表】により点数化し、合算した指数の高い子どもが優先的に利用できるよう利用調整し、入園を決定します。

※ 申込状況により定員に余裕がない場合や保育の体制が整っていない場合などで、第1希望の施設を利用できない場合があります。第1希望の施設が利用できない場合は第2希望以下の希望施設で入園を決定します。

希望施設のいずれも利用できない場合は入園保留となります。保護者の状況や意向の確認、他の利用可能な施設の情報提供などを行いながら、入園保留の有効期限まで毎月利用調整を行います。

### 【入園選考基準指数表】

| 区分          | 保育を必要とする事由         | 保護者の状況   | 指数        |
|-------------|--------------------|--|-----------|
| 1<br>・<br>7 | 就労<br>・<br>就学・職業訓練 | 月140時間以上就労・就学を常態としているもの                                  | 10        |
|             |                    | 月120時間以上140時間未満就労・就学を常態としているもの                           | 9         |
|             |                    | 月100時間以上120時間未満就労・就学を常態としているもの                           | 8         |
|             |                    | 月80時間以上100時間未満就労・就学を常態としているもの                            | 7         |
|             |                    | 月48時間以上80時間未満就労・就学を常態としているもの                             | 6         |
|             |                    | 就労先確定(内定)  | 5         |
| 2           | 妊娠・出産              | 出産予定日の前後2か月間   | 7         |
| 3           | 疾病・障害              | 療育手帳A・B、身体障害者手帳1・2級、介護保険被保険者証の認定要介護1～5、精神障害者保健福祉手帳1・2級   | 10        |
|             |                    | 身体障害者手帳3～6級、介護保険被保険者証の認定要支援1・2、精神障害者保健福祉手帳3級             | 7         |
|             |                    | 通院(入院)証明書の意見書 1. 保育困難                                    | 10        |
|             |                    | 通院(入院)証明書の意見書 2. 保育が一部困難                                 | 7         |
|             |                    | 通院(入院)証明書の意見書 3. 日常生活に特に支障なく、保育可能                        | 5         |
| 4           | 介護・看護              | 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している場合                   | 区分1を準用    |
| 5           | 災害復旧等              | 風水害、火災、地震等の被災等   | 20        |
| 6           | 求職活動               | 求職活動をしている(就労未定)  | 1         |
| 8           | 児童虐待、DVの恐れ         | 児童虐待又はそのおそれ、DVにより保育が困難であることに該当する                         | 10        |
| 9           | 育児休業中              | 年度内に復職予定がある  | 区分1を準用    |
|             |                    | 年度内に復職予定がない  | 1         |
| 10          | その他                | 別居の親族(長期間入院をしている親族を含む)を常時介護又は看護している場合で、区分4と同等であると認められる場合 | 区分1を準用    |
|             |                    | 不存在(死亡・離婚・行方不明・拘禁等)<br>※この項目は、「保育の必要性」の事由ではありません。        | 10        |
|             |                    | 上記の保護者の状況に類するものとして、市長が認める場合                              | 区分1から9を準用 |

備考 保護者それぞれの該当する区分の指数を合算し算出します。なお、複数の区分または状況に該当する場合は、高いほうの指数で算出します。

【優先利用調整指数表】

| 区分 | 分類                          | 保護者もしくは子ども又は世帯の状況                                    | 指数               |
|----|-----------------------------|--|------------------|
| A  | ひとり親家庭                      | 子どもが母又は父のみに養育されている場合                                 | 5                |
| B1 | 社会的養護                       | 児童虐待又はそのおそれ、DV等により家庭での保育が困難である場合                     | 15               |
| B2 | 社会的養護                       | 里親   | 15               |
| C1 | 育児休業明け<br>(新たに園の利用を希望する子ども) | 育児休業を取得しており、復帰する場合                                   | 3                |
| C2 |                             | 育児休業を取得しており、延長が許容できる場合                               | 合計点数を1点となるまで減点する |
| D  | 兄弟姉妹同一施設利用                  | 兄弟姉妹について同一の保育園等の利用を希望する場合                            | 3                |
| E  | 継続利用子ども                     | 現に保育園（地域型保育事業を含む）等を利用しており、継続して保育を必要とし、施設の利用を希望する場合   | 5                |
| F1 | 保育士等                        | 保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有し、真庭市内の教育・保育施設等に常勤的に勤務する場合    | 7                |
| F2 | 保育士等                        | 保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有し、真庭市内の教育・保育施設等に週20時間未満勤務する場合 | 5                |
| F3 | 保育士等                        | 保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有し、真庭市外の教育・保育施設等に常勤的に勤務する場合    | 3                |
| G  | 保育料滞納世帯                     | 3か月以上の滞納がある場合、もしくは3か月以上にわたり納付約束を履行しない場合              | -10              |

備考 複数の区分または状況に該当する場合は、該当するもの全ての指数を合算して算出します。

【同点者選考優先順位】

| 優先順位 | 項目                              |
|------|---------------------------------|
| 1    | 希望園順位が高い世帯                      |
| 2    | 基準指数が高い世帯                       |
| 3    | 継続                              |
| 4    | 転園                              |
| 5    | 同一園に入園申込児が2人以上いる世帯              |
| 6    | 養育している小学生以下の子どもが多い世帯            |
| 7    | 家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育を必要と認められる世帯 |

備考 選考指数が同点の場合は上記の優先順位により選考します。

## 6. 入園申し込み・利用にあたっての留意事項・確認事項等

- (1) 申請書や添付書類の内容に虚偽や重大な誤りがあった場合は、入園決定の取り消しや、利用中の場合は退園となることがあります。
- (2) 施設の利用にあたっては、次のような場合があります。
- ・保育を必要とする事由や該当事由の基準に該当しないため、利用が認められない場合
  - ・利用希望者が多数いるため希望する施設の利用ができない場合
  - ・保育を必要とする事由の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合
- (3) 出生予定または転入予定で入園申し込みをされた場合は、出生または転入手続き後、速やかに子育て支援課までご連絡ください。利用希望日に住民登録がない場合、施設の利用はできません。
- (4) 希望する施設に入園できなかった場合は、「入園保留通知書」を送付します。引き続き利用調整を行い、希望する施設の利用が可能になった場合は連絡いたします。利用希望施設の追加や変更、申込内容の変更がある場合等は届出をしてください。
- (5) 入園申し込み後、入園決定後および入園保留中に利用を希望しなくなった場合は、速やかに子育て支援課にご連絡ください。後日「入園申込取り下げ書」を提出してください。
- (6) 2号認定・3号認定の方で、保育を必要とする事由がなくなった場合は、認定が取り消しとなり、施設の利用ができなくなります。利用中の場合は「退園届」を提出してください。  
なお、認定こども園の3歳児クラス以上では、認定区分を1号認定へ変更することにより、施設を継続して利用することができます。
- (7) 保育を必要とする事由、住所などの申請内容が変更になる場合は、

認定区分、保育必要事由（例：求職活動→就労、就労→妊娠・出産、妊娠・出産→育休中など）、世帯状況（転居、保護者の離婚・婚姻など）等に変更がある場合は、「教育・保育給付認定 変更認定申請書兼申請内容等変更届」（以下「変更届」という）等の必要書類を提出してください。

※認定の有効期限内であっても、変更になる場合は必ず変更の届出をしてください。

※変更届・様式等は、各園（市内公立園）、子育て支援課及び各振興局に用意しています。

提出先は、各園（市内公立園）、子育て支援課または各振興局です。

※認定の変更は月単位で行い、申請・届出の翌月から変更します。認定が変更になる場合は新たな支給認定証を交付しますので、認定変更前の支給認定証は返却してください。また保育料等が変更になる場合は通知します。

※利用決定後に「勤務先を退職し、求職する」、「育休復帰をやめて、求職する」、「採用予定であったが、求職する」など、保育の必要性の程度が変更になる場合、再度利用調整が必要になり、その結果、利用決定が取り消しになる場合があります。

### 【2号認定」「3号認定」の就労されている方が、以下の状況に該当する場合の必要書類について】

| 保護者の状況                            | 必要書類  |
|-----------------------------------|---|
| 勤務先・勤務日数・勤務時間が変わった、雇用期間が更新・延長になった | ①就労証明書<br>②変更届（保育必要量に変更がある場合）                       |
| 仕事を辞め、求職活動をする（就労→求職活動に変更）         | ①変更届 ②保育を必要としている事由申立書                               |
| 産前休暇に入る（就労→妊娠・出産に変更）              | ①変更届 ②保育を必要としている事由申立書<br>③母子手帳の写し等：保護者名、予定日が確認できるもの |

|  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| 育児休業に入る<br>(事由を育児休業中に変更)                     | ①変更届<br>②就労証明書(育休取得期間、復職予定日の記入があるもの) |
| 産休育休等が終了し、復職する<br>(事由を就労に変更)                 | ①変更届                                 |
| 短時間認定であるが、就労時間帯や<br>通勤時間の関係で、標準時間認定を<br>希望する | ①変更届<br>②保育を必要としている事由申立書(状況記入用)      |

【「1号認定」「2号認定」「3号認定」で以下の状況に該当する場合の必要書類について】

| 保護者または児童の状況  | 必要書類  |
|--|---|
| 結婚した   | ①変更届<br>②(2号・3号認定の場合)配偶者の保育を必要とする事由を証明する書類                              |
| 離婚した   | ①変更届  |
| 住所・電話番号が変わった   | ①変更届  |
| 転部したい(認定区分変更)<br>(利用中の認定こども園で幼稚園部<br>と保育園部の利用を変更する)<br>※月途中の転部はできません | ①変更届<br>②(2号認定に変更の場合)保育を必要とする事由を証明する書類                                  |
| 市外へ転出する<br>利用をやめる  | ①退園届  |
| 支給認定証を汚した・なくした   | ①支給認定証再交付申請書  |
| 転園したい ※1   | ①退園届<br>②教育・保育給付認定申請書兼保育園・認定こども園入園申込書<br>③(2号認定に変更の場合)保育を必要とする事由を証明する書類 |
| 一か月以上休む ※2   | 在園している園または子育て支援課までご相談ください   |
| その他  | 在園している園または子育て支援課までご相談ください   |

※1 利用決定後に転園することは原則できません。ただし転居や転勤等により通うことが難しい場合や、兄弟同一施設を希望していたが、利用調整の結果別々の施設を利用している場合は、兄弟いずれかが利用している施設に限り転園を希望することが可能です。ただし、希望しても施設に空きがない場合や利用調整結果により、転園できない場合があります。

※2 在園中の児童が病気やけがなどで月の初日から末日まで続けて1か月以上休む場合は、医師の診断書等を提出することによってその月の保育料が免除となります。事前に手続きが必要なため、早めに園または子育て支援課へご相談ください。

## 7. 入園申込書・様式の記入例と留意事項等

令和 8 年度 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼  
保育園・認定こども園入園申込書

受付印

市長 様

**記入例**

とおり、施設型給付...  
利用調整及び利用...  
び障害者関係情報を必要に...  
した利用者負担額及び適切...  
また、この申請・入園申...  
一切迷惑をかけません。

特定教育・保育施設の利用を申し込みます。  
帯情報、児童扶養手当情報、生活保護関係情報及...  
する施設に送付すること、当該情報に基づき決定...  
す。  
申請保護者の責任において解決し、真庭市には

**次ページの記入上の留意事項等をご確認の上、ご記入ください。**

①

申請日 令和  年 10 月 15 日

申請(認定)保護者氏名 真庭 一郎

(自署または記名押印してください)

✖

### ①利用を希望する児童について

|                           |  |          |  |                |  |                                       |         |   |
|---------------------------|--|----------|--|----------------|--|---------------------------------------|---------|---|
| 申請児童                      | ふりがな   | まにわ たろう  | 生年月日   | 令和 ☆ 年 5 月 1 日 | 性別   | <input checked="" type="checkbox"/> 男 | 保護者との続柄 | 子 |
|                           | 氏名   | 真庭 太郎    | 年齢 (R8.4.1時点)  | 3 歳            | <input type="checkbox"/> 女   |                                       |         |   |
| 保護者                       | ふりがな   | まにわ いちろう | 生年月日   | 昭和 ○ 年 6 月 1 日 | 携帯電話番号   |                                       |         |   |
|                           | 父：氏名   | 真庭 一郎    | 昭和 ○ 年 6 月 1 日   | 000-1234-○○○○  |  |                                       |         |   |
|                           | ふりがな   | まにわ はなこ  | 生年月日   | 昭和 △ 年 7 月 1 日 | 携帯電話番号   |                                       |         |   |
|                           | 母：氏名   | 真庭 花子    | 昭和 △ 年 7 月 1 日   | 000-1234-△△△△  |  |                                       |         |   |
|                           | 現住所  | 真庭市久世○○  |  | 電話番号 (自宅)      | 0867-42-○○○○   |                                       |         |   |
|                           | R7.1.1時点の住所  | 父        | <input checked="" type="checkbox"/> 真庭市 <input type="checkbox"/> 他市区町村 ( ) | 母              | <input type="checkbox"/> 真庭市 <input checked="" type="checkbox"/> 他市区町村 ( △△市 ) |                                       |         |   |
|                           | R8.1.1時点の住所  | 父        | <input checked="" type="checkbox"/> 真庭市 <input type="checkbox"/> 他市区町村 ( ) | 母              | <input checked="" type="checkbox"/> 真庭市 <input type="checkbox"/> 他市区町村 ( )     |                                       |         |   |
| 利用希望日時点の住所 (現住所と違う場合のみ記入) |  |          | 転入・転居予定日   | 令和 年 月 日       |  |                                       |         |   |
| 申請児童と住所が異なる 父 ・ 母 (住所)    |  |          |  |                |  |                                       |         |   |
| 教育・保育の希望                  | <input type="checkbox"/> 1号認定 : 満3歳以上で教育を希望する。(幼稚園・認定こども園幼稚園部の利用を希望)<br><input checked="" type="checkbox"/> 2・3号認定 : 0～5歳児で保育を希望する。(保育園・認定こども園保育園部等の利用を希望) |          |  |                |  |                                       |         |   |

### ②保護者が保育の利用を必要とする事由 (上記「教育・保育の希望」が「2・3号認定」の場合、記入してください。)

|               |   |  |
|---------------|---|--|
| 保育の利用を必要とする事由 | 父 | ①就労 3. 疾病・障害 4. 介護等 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学<br>8. 虐待・DVのおそれ 9. 育児休業中で保育利用中の子ども 10. その他 ( )                           |
| (利用希望該当)      | 母 | 1. 就労 2. 妊娠・出産 (出産予定日 年 月 日) ③疾病・障害 4. 介護等<br>5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 虐待・DVのおそれ<br>9. 育児休業中で保育利用中の子ども 10. その他 ( ) |

### ③利用を希望する期間および利用を希望する施設(園)名

|   |   |
|---|---|
| 利用希望期間  | 令和 8 年 4 月 1 日から <input checked="" type="checkbox"/> 令和 9 年 3 月 31 日まで<br><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで |
| 利用希望施設(園)名  | 第1希望 ○○こども園 (希望理由) 現在利用している   |
|   | 第2希望 ☆☆保育園 (希望理由) 自宅から近い  |
|   | 第3希望 △△こども園 (希望理由) 通勤途中にある  |
| 利用希望者が定員を超えるなど、第1希望の施設が利用できない場合の調整のため、いずれか1つ選んでチェックしてください。  |   |
| <input checked="" type="checkbox"/> (1) 第2希望以下の希望する施設を利用したい。<br>※希望施設の追加がある場合は記入してください。→第4希望: _____ 第5希望: _____ |   |
| <input type="checkbox"/> (2) 育児休業を延長する。(最大 _____ 年 月 日まで可能) →第 _____ 希望まで調整希望                                   |   |
| <input type="checkbox"/> (3) 自宅で保育をしながら待機する。→第 _____ 希望まで調整希望   |   |
| <input type="checkbox"/> (4) その他 ( )  |   |

裏面に続く



### 記入上の留意事項等

- ボールペン等で記入してください（修正液、鉛筆や消せるボールペンの使用は不可）。訂正する場合は、訂正箇所を二重線で訂正してください。

### 申請日・申請（認定）保護者氏名

- 申請保護者を認定保護者とし、通知の送付先や保育料・給食費納付義務者とします。現在認定を受けて施設を利用している場合は、認定保護者名（支給認定証に記載のある保護者名）を記入してください。

①

### ①利用を希望する児童について

- 出生予定で申し込みの場合、申請児童欄は空欄で構いません。出生予定の確認のため、母子手帳の写し等（保護者名と出産予定日が確認できる部分）を添付してください。
- 申請児童の保護者が里親の場合、児童委託書の写しを添付してください。

②

### ②保護者が保育の利用を必要とする事由（2号認定・3号認定のみ）

- 利用希望期間開始日時点で該当する「保育の利用を必要とする事由」の番号に○をつけ、父母それぞれについて「保育を必要とする事由を証明する書類」を添付してください。

③

### ③利用を希望する期間および利用を希望する施設（園）名

- 入園・退園は原則、月単位です。申し込みは年度ごとに行いますので、令和8年度の利用希望期間は最長で令和9年3月31日までです。年度途中で退園する場合は、利用希望期間終了日を記入してください。
- 利用希望施設は、実際に通うことが可能な施設を記入してください。定員を超える申し込みがあった場合や受け入れ体制が整わない場合など、利用調整により第1希望の施設が利用できない場合は、第2希望以下の希望施設で利用を決定します。
- 育児休業取得中に新規に施設を利用することはできません。
- 育児休業終了後に復職する場合、原則、就労（復職）に合わせて利用開始となるよう利用希望開始日を記入してください。

ただし、施設の利用対象年齢の範囲内で次の①②の場合は、利用希望を可能としています。

  - ①年度内に復職を予定している場合で、育児休業終了と同時期に慣らし保育を終了するようにするため、復職予定日より早く利用を開始したい。
  - ②利用が決まり次第育児休業を短縮して復職を早めたい。  
※利用決定後に再度就労証明書（変更後の復職予定日が記載されたもの）を提出してください。
- 真庭市外の施設の利用（広域入所）を希望する場合は、広域入所の要件に該当するか等を確認する必要があるため、子育て支援課に必ずご相談ください。

(裏面)

④申請児童の状況

記入例

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| <b>④</b>                              | <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (食物: 卵) <span style="float: right;">その他:</span>  |
| 健康・発達状況についての特記事項と園への連絡事項              | <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有<br>※有の場合、発達面(運動・言語・行動など)・健康面(先天性の病気や慢性疾患、けいれん、障がいなど)の状況、および気になることや知っておいてほしいことを記入してください。<br><b>多動な面があるため、わくわくステップに通っています。</b><br><b>熱性けいれんがあり、今までに2回ひきつけがありました。</b> |
| 障害者手帳等の情報                             | <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (1. 身体障害者手帳 2. 療育手帳 3. 精神障害者保健福祉手帳 4. 特別児童扶養手当)  |
| 現在の保育状況 (該当に○)                        | 1. 保護者が育児休業を取得し、保育している。<br>2. 自宅にて保護者が保育している。<br><b>③</b> 保育園、認定こども園等を利用している。(施設名 ○○こども園保育園部 )<br>4. 保護者の職場に連れて行く、または職場内の託児施設(施設名 )<br>5. その他 ( )   |
| 上記、「現在の保育状況」で1に該当の場合、いずれかに○を記入してください。 | 1. 育児休業終了後、直ちに復職を希望する。<br>2. 育児休業終了後復職を希望しているが、希望する保育園等を利用できない場合は、育児休業の延長も許容できる。<br>※2を選択された場合は、利用調整にあたり調整指数の点数が低くなり、該当年度中、施設の利用ができにくくなります。   |

⑤申請児童の属する世帯の状況

|                 |   |
|-----------------|---|
| ひとり親世帯該当        | <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有  |
| 生活保護世帯該当        | <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有  |
| 在宅障害児(者)のいる世帯該当 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 1. 身体障害者手帳 2. 療育手帳※写しを添付してください。 3. 精神障害者保健福祉手帳 4. 特別児童扶養手当受給者証 5. 障害基礎年金受給者証 |

⑥同居の家族の状況 ※住民票の世帯にかかわらず、生活を同一にする家族について利用希望日時点の状況を記入してください。 ※保護者が監護する生計同一の子どもが別世帯にいる場合も記入してください。

| 同居の家族(申請児童・保護者を除く) | 氏名   | 生年月日                                 | 児童との続柄 | 勤務先名又は学校名等                 |
|--------------------|------|--------------------------------------|--------|----------------------------|
|                    |      |                                      |        | (単身赴任や下宿等で別居の場合は、別居先住所も記入) |
|                    | 真庭 平 | <sup>T・S</sup> <sub>H・R</sub> ☆年5月2日 | 兄      | ☆☆高校(住所☆☆市△△-1)            |
|                    | 真庭 令 | <sup>T・S</sup> <sub>H・R</sub> □年5月3日 | 妹      | ○○こども園                     |
|                    | 真庭 昭 | <sup>T・S</sup> <sub>H・R</sub> ○年5月4日 | 祖父     | 無職                         |
|                    | 真庭 和 | <sup>T・S</sup> <sub>H・R</sub> △年5月5日 | 祖母     | □□病院                       |
|                    |      | <sup>T・S</sup> <sub>H・R</sub> 年 月 日  |        |                            |
|                    |      | <sup>T・S</sup> <sub>H・R</sub> 年 月 日  |        |                            |
|                    |      | <sup>T・S</sup> <sub>H・R</sub> 年 月 日  |        |                            |

⑦別居の祖父母の情報 (同居の祖父母の情報は「⑥同居の家族の状況」に記入してください。) ※年齢はR8.4.1現在

|    | 氏名 (不存在の場合は斜線を引いてください) | 年齢    | 住所 | 職業      |     |
|----|------------------------|-------|----|---------|-----|
| 父方 | 祖父                     |       |    |         |     |
|    | 祖母                     |       |    |         |     |
| 母方 | 祖父                     | 岡山 晴男 | 55 | ☆☆市△△-1 | 会社員 |
|    | 祖母                     | 岡山 桃子 | 55 | "       | 会社員 |

(以下は記入不要)

|                             |                               |   |
|-----------------------------|-------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 受付 | <input type="checkbox"/> システム | 送付: 認定証 ( / )、承諾書 ( / )、保育料 ( / )、写 ( / ) |
| 備考                          |                               |   |

## 記入上の留意事項等

④

### ④申請児童の状況

- アレルギーや健康・発達状況について記入してください。
  
- 個別に支援が必要な場合（乳幼児健診や医療機関等で助言を受けたことや集団生活において心配されることがある場合）や障がい・疾病がある場合は、事前にお子さんと一緒に利用希望施設を見学し、児童の状況や気になることをお伝えいただくか、子育て支援課へご相談ください。  
必要に応じて、入園決定前に利用希望施設での面談の実施や医師の診断書等の提出を求めることがあります。
  
- 「現在の保育状況」の「3. 保育園、認定こども園等を利用している。」は、現在施設を利用している場合のほか、令和7年度中の入園が決定している場合も含まれます。利用中または入園予定の施設名を記入してください。

⑤

### ⑤申請児童の属する世帯の状況

- ひとり親世帯とは、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のないもので現に児童を扶養しているものの世帯をいいます。離婚協議中・離婚協議別居中・離婚後も同居を続けている・未婚だがパートナーと同居している場合は、ひとり親世帯に該当しません。
  
- 離婚調停中の場合は、離婚調停中であることがわかる書類（事件係属証明書等）を提出してください。
  
- 在宅障がい者（児）のいる世帯に該当する場合で、療育手帳の交付を受けている場合は、該当状況の確認のため、療育手帳の写しを添付してください。

⑥

### ⑥同居の家族の状況

- 単身赴任や下宿等により別居している場合は、別居先の住所も記入してください。
  
- 保護者が養育している生計同一の子どもが市外にいる場合は、利用者負担額算定に必要なため、該当する子どもの保険証の写しまたは、本籍・筆頭者の記載がある住民票の写し等を添付してください。

記入例

就労証明書

真庭市長 宛

●証明事項は保護者就労先事業者等に記入してもらってください。  
●会社印の押印は不要です。

|        |           |      |    |    |   |    |   |
|--------|-----------|------|----|----|---|----|---|
| 証明日    | 西暦        | 2025 | 年  | 10 | 月 | 10 | 日 |
| 事業所名   | 株式会社 まいにい |      |    |    |   |    |   |
| 代表者名   | 真庭 梅吉     |      |    |    |   |    |   |
| 所在地    | 真庭市久世〇〇   |      |    |    |   |    |   |
| 電話番号   | 0867      | —    | 〇〇 | —  | × | ×  | × |
| 担当者名   | 真庭 真子     |      |    |    |   |    |   |
| 記載者連絡先 | 0867      | —    | 〇〇 | —  | × | ×  | × |

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

| No.   | 項目                                 | 記載欄  |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
|-------|------------------------------------|--|-------------|---------|--|---------|--------|--|-------|---------|-------|-------------|-------|---|
| 1     | 業種                                 | <input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業<br><input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input checked="" type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業<br><input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活サービス業<br><input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他 |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 2     | フリガナ<br>本人氏名                       | マニワ イチロウ<br>真庭 一郎  |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 3     | 雇用(予定)期間等                          | <input type="checkbox"/> 無期 <input checked="" type="checkbox"/> 有期<br>期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2024年5月1日 ~ 2028年4月30日  |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 4     | 就労時間                               | ●就労時間は「固定就労」、「変則就労」のどちらかに雇用契約上の時間を記入してください。<br>「合計時間」の欄は必ず記入してください。<br>○補足事項がある場合は、項目No.18「備考欄」に記載してください。  |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 5     |                                    | <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input checked="" type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員<br><input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他( )   |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 6     | 就労時間<br>(固定就労の場合)                  | 合計時間 月間 183 時間 45 分 (うち休憩時間 1260 分)<br>一月当たりの就労日数 月間 21 日   一週当たりの就労日数 週間 5 日<br>平日 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分)<br>土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)<br>日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)   |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 6     | 就労時間<br>(変則就労の場合)                  | 合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (うち休憩時間 分)<br>就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日<br>主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)  |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 7     | 就労実績<br>※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む | <table border="1"> <tr> <td>年月</td> <td>2025年9月</td> <td>年月</td> <td>2025年8月</td> <td>年月</td> <td>2025年7月</td> </tr> <tr> <td>19日/月</td> <td>162時間/月</td> <td>21日/月</td> <td>184時間/月</td> <td>22日/月</td> <td>193時間/月</td> </tr> </table>   | 年月          | 2025年9月 | 年月   | 2025年8月 | 年月     | 2025年7月  | 19日/月 | 162時間/月 | 21日/月 | 184時間/月     | 22日/月 | 193時間/月   |
| 年月    | 2025年9月                            | 年月   | 2025年8月     | 年月      | 2025年7月  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 19日/月 | 162時間/月                            | 21日/月  | 184時間/月     | 22日/月   | 193時間/月  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 8     | 産前・産後休業の取得<br>※取得予定を含む             | <input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中<br>期間 年 月 日 ~ 年 月 日   |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 9     | 育児休業の取得<br>※取得予定を含む                | <input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み<br>期間 年 月 日 ~ 年 月 日   |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 10    | 産休・育休以外の休業の取得                      | <input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み   理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他( )<br>期間 年 月 日 ~ 年 月 日  |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 11    | 復職(予定)年月日                          | <input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み   年 月 日  |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 12    | 育児のための短時間勤務制度利用有無<br>※取得予定を含む      | <input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中   期間 年 月 日 ~ 年 月 日<br>主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)   |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 13    | 保育士等としての勤務実態の有無                    | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無   |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 14    | (雇用契約の)満了後の更新の有無                   | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定  |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 15    | 入所内定時育休短縮可否                        | <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否   |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 16    | 育休延長可否                             | <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否   |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 17    | 単身赴任期間(予定含む)                       | 年 月 日  |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 18    | 備考欄                                | ○項目No.5雇用の形態が、自営業主・自営業専従者・家族従事者に該当する場合は、本人の具体的な仕事内容(農業等の場合は、作物名・農地面積・出荷先等)、内職・業務委託に該当する場合は、委託元の会社名・仕事内容等を記載してください。   |             |         |  |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 19    | 保護者記載欄                             | <table border="1"> <tr> <td>児童名</td> <td>真庭 太郎</td> <td>生年</td> <td>年 1</td> <td>〇〇こども園</td> <td><input type="checkbox"/> 利用中   <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>真庭 令</td> <td>生年月日</td> <td>年 10 月 11 日</td> <td>施設名</td> <td><input type="checkbox"/> 利用中   <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)</td> </tr> </table>   | 児童名         | 真庭 太郎   | 生年   | 年 1     | 〇〇こども園 | <input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望) | 児童名   | 真庭 令    | 生年月日  | 年 10 月 11 日 | 施設名   | <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望) |
| 児童名   | 真庭 太郎                              | 生年   | 年 1         | 〇〇こども園  | <input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望) |         |        |  |       |         |       |             |       |   |
| 児童名   | 真庭 令                               | 生年月日   | 年 10 月 11 日 | 施設名     | <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)            |         |        |  |       |         |       |             |       |   |

保育を必要としている事由申立書

令和〇年10月〇日

真庭市長様

申立人住所 真庭市

申立人氏名 真庭 花子

電話番号 000-1234-△△△△

児童との続柄 母

記入例

私は、次のおり児童を保育できないことを申し立てます。

\*以下の該当する保育を必要とする事由の□にチェックし、その状況を記入の上、必要な書類を添付してください。

| 保育を必要とする事由                              | 保育を必要とする状況   | 添付書類                                     |
|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> 妊娠・出産          | 令和 年 月 日 出産予定  | 母子手帳の写し等(保護者名、出産予定日がわかるもの)               |
| <input checked="" type="checkbox"/> 病気等 | 病名等 *****<br>医療機関名 ☆☆病院<br>治療及び期間 令和〇年8月1日～令和〇年 月 日<br>入・通院等 <input type="checkbox"/> 入院 <input checked="" type="checkbox"/> 通院(週1回) <input checked="" type="checkbox"/> 自宅療養  | ※この申立書の裏面の「通院(入院)証明書」を担当医師に記入してもらってください。 |
| <input type="checkbox"/> 障がい            | <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(1・2・3・4・5・6)級<br><input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(1・2・3)級<br><input type="checkbox"/> 療育手帳<br><input type="checkbox"/> 介護保険(要支援1・2、要介護1・2・3・4・5)  | 手帳・介護保険証等の写し                             |
| <input type="checkbox"/> 介護・看護          | 入・通院等 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 通院(週 月 回) <input type="checkbox"/> 自宅<br>介護・看護を受ける方の障がい者手帳・介護保険証(認定済)等の写し<br>介護・看護時間 時 分 ~ 時 分<br>一日平均時間 時間・一日平均日数 日  |  |
| <input type="checkbox"/> 災害復旧           |  | 罹災証明書                                    |
| <input type="checkbox"/> 就学(職業訓練を含む)    | 就学先学校名<br>就学期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日   | 学生証の写しまたは在学証明書等、および就学時間がわかるもの            |
| <input type="checkbox"/> その他            |  | 状況を証するために必要な書類                           |
| <input type="checkbox"/> 求職活動           | <input type="checkbox"/> 就労予定がある。(就労先:<br><input type="checkbox"/> 現在、求職活動を行っている。(活動状況を記入)<br>(<br><input type="checkbox"/> これから、求職活動をする。(開始時期:<br><input type="checkbox"/> その他(<br>勤務先が決まり次第、速やかに就労証明書を提出します。なお、入園後2か月以内に勤務しない場合、また就労証明書を提出できない場合は退園させられないことを誓約します。 | 就労開始時期:<br>(<br>(<br>(<br>(              |

保護者記入欄

|           |               |       |   |
|-----------|---------------|-------|---|
| 児童名 真庭 太郎 | 生年月日 〇年 5月 1日 | 〇〇こども | <input checked="" type="checkbox"/> 利用中<br><input type="checkbox"/> 申込中(第一希望) |
| 児童名 真庭 令  | 生年月日 〇年 5月 3日 | ☆☆保育園 | <input type="checkbox"/> 利用中<br><input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望) |
| 児童名       | 生年月日 年 月 日    |       | <input type="checkbox"/> 利用中<br><input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)            |

通院(入院)証明書

医療機関で証明してもらってください。  
証明を取得する際に医療機関で料金が  
必要な場合は、個人の負担となります。

真庭市長様

所在地  
電話番号  
医師名

次のおり 通院・入院 していることを証明します。

| 通院(入院)者氏名 | 通院   | 年 月 日    | 通院開始   |
|-----------|--|----------|--------|
|           |  | 令和 年 月 日 | 完治予定   |
|           |  | 週・月      | 回数     |
| 通院(入院)の状況 | 入院   | 令和 年 月 日 | 入院     |
|           |  | 令和 年 月 日 | 退院(予定) |
| 病名等       |  |          |        |
| 通院(入院)の状況 | 1. 症状が非常に重く、一日の大部分をベッド上で過ごさなければならぬ。<br>2. 症状、服薬等の影響で仕事を中断し、療養する必要がある。<br>3. 症状が軽易であり、日常生活に特に支障はない。 |          |        |

※この証明書は、子ども・子育て支援法に基づく保育所・認定こども園などの入園及び継続入園の要否判定に使用するもので、それ以外の目的に使用することはありません。事実に基づいて記載してください。

## 8. お知らせ

### ◆園児数が10名未満となった園について

令和8年度利用申込の結果、利用希望者数が10名未満の公立園は、令和9年度以降休園となる可能性があります。

### ◆保育士・幼稚園教諭・看護師・栄養士・調理員の募集について

真庭市では、保育園・認定こども園で働く保育士・幼稚園教諭・看護師・栄養士・調理員を募集しています。保育士等の資格をお持ちの方で就職を希望される方は、子育て支援課までお問い合わせください。

### ◆保育園等を利用していない証明書類の交付について

育児休業を取得し1歳未満の子どもを養育している方で、保育園等の入園申し込みをしているものの入園できないといった事情がある場合は、育児休業を延長することができる場合があります。

勤務先にご確認の上、保育園等を利用していない証明が必要な場合は子育て支援課にご連絡ください。

## 真庭市一時保育事業（教育・保育認定を受けなくても利用できます。）

保護者の疾病や出産、看護等の理由により一時的に家庭で保育をすることが困難な場合に利用できる事業です。

※ 利用を希望される方は、各園に直接お問い合わせ・お申し込みください。

実施園は23ページの「真庭市内の保育園・認定こども園一覧」でご確認ください。

※ 満1歳以上（久世こども園、米来こども園は3歳児クラス以上）の未就学児が対象です。

### 【公立園一時保育利用料金】

| 区分    | 利用単位 | 市内在住の世帯 | 市外在住の世帯 |
|-------|------|---------|---------|
| 3歳未満児 | 1日   | 3,000円  | 4,000円  |
|       | 半日   | 1,500円  | 2,000円  |
| 3歳以上児 | 1日   | 1,500円  | 2,000円  |
|       | 半日   | 750円    | 1,000円  |

・1日の最長利用時間は、午前7時30分から午後6時30分です。

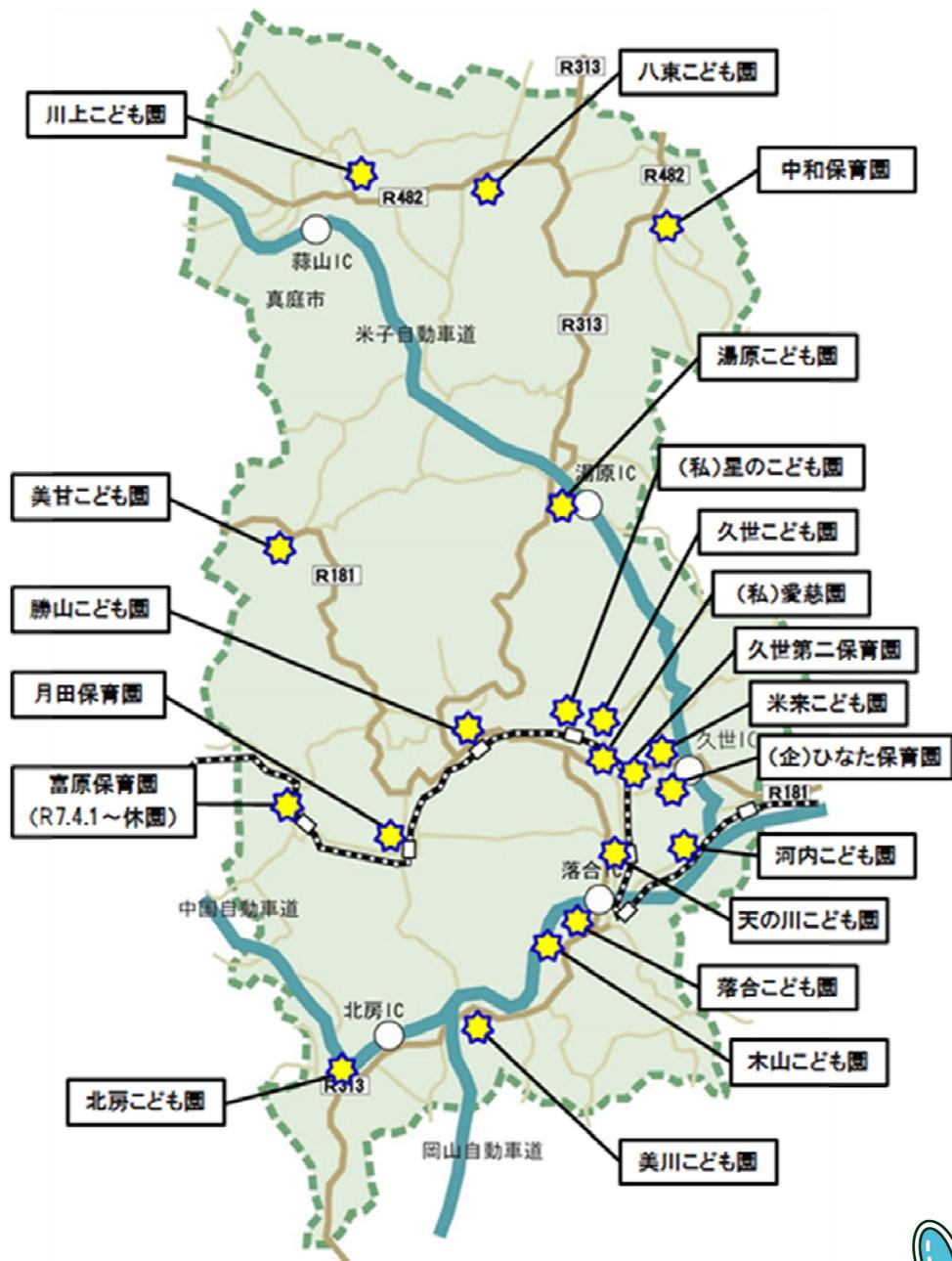
・半日の利用時間は、午前7時30分から午後1時までと、午後1時から午後6時30分までのいずれかになります。

・利用日数は、原則として1か月あたり14日以内です。

・園の都合等により、お預かりできない場合があります。

◎星のこども園やひなた保育園で実施する一時預かり事業の詳細・利用については、直接園へおたずねください。

## 真庭市園マップ



○インターネットで施設の情報公開していますので、ご確認ください。

- ・真庭こども ICT ネットワーク
- ・ここ de サーチ (子ども・子育て支援情報公表システム)

○施設の見学を希望する場合は、事前に施設へお問い合わせください。

◆真庭市内の保育園・認定こども園一覧

| 地区 | 運営 | 施設名        | 定員<br>(人) | 所在地         | 電話番号         | 利用対象年齢                          | 一時保育<br>の実施 |
|----|----|------------|-----------|-------------|--------------|---------------------------------|-------------|
| 北房 | 公  | 北房こども園     | 180       | 下皆部289      | 0866-52-5800 | (保) 生後6カ月から<br>(幼) 3, 4, 5歳児    | ○           |
| 落合 | 公  | 美川こども園     | 90        | 栗原780-2     | 0867-54-0123 | (保) 満1歳の翌月1日から<br>(幼) 3, 4, 5歳児 | ○           |
|    | 公  | 木山こども園     | 80        | 下方1364-4    | 0867-52-0196 | (保) 満1歳の翌月1日から<br>(幼) 3, 4, 5歳児 | ○           |
|    | 公  | 落合こども園     | 180       | 落合垂水938-1   | 0867-52-0171 | (保) 生後6カ月から<br>(幼) 3, 4, 5歳児    | ○           |
|    | 公  | 天の川こども園    | 180       | 野川797       | 0867-42-1501 | (保) 生後6カ月から<br>(幼) 3, 4, 5歳児    | ○           |
|    | 公  | 河内こども園     | 50        | 中河内2125-1   | 0867-55-2750 | (保) 満1歳の翌月1日から<br>(幼) 3, 4, 5歳児 | ○           |
| 久世 | 公  | 久世こども園     | 148       | 鍋屋111-1     | 0867-42-0346 | 3, 4, 5歳児                       | ○<br>3歳以上   |
|    | 公  | 米来こども園     | 50        | 目木1804      | 0867-42-6471 | 3, 4, 5歳児                       | ○<br>3歳以上   |
|    | 公  | 久世第二保育園 ※1 | 80        | 台金屋269-1    | 0867-42-2143 | 満1歳の翌月1日から                      | ○           |
|    | 私  | 愛慈園        | 40        | 久世2950-1    | 0867-42-3526 | 生後2カ月から2歳児クラスまで                 |             |
|    | 私  | 星のこども園     | 122       | 久世266-2     | 0867-45-2662 | (保) 生後6カ月から<br>(幼) 3, 4, 5歳児    | ○           |
| 勝山 | 公  | 勝山こども園     | 180       | 勝山628-1     | 0867-44-2226 | (保) 満1歳の翌月1日から<br>(幼) 3, 4, 5歳児 | ○           |
|    | 公  | 月田保育園      | 60        | 月田6842-1    | 0867-44-2420 | 満1歳の翌月1日から                      | ○           |
|    | 公  | 富原保育園 ※2   | 45        | 若代1890-9    | —            | 満1歳の翌月1日から                      | ○           |
| 美甘 | 公  | 美甘こども園     | 60        | 美甘3558      | 0867-56-2129 | (保) 満1歳の翌月1日から<br>(幼) 3, 4, 5歳児 | ○           |
| 湯原 | 公  | 湯原こども園     | 75        | 久見69        | 0867-62-2522 | (保) 満1歳の翌月1日から<br>(幼) 3, 4, 5歳児 | ○           |
| 蒜山 | 公  | 中和保育園      | 30        | 蒜山下和1802    | 0867-67-2152 | 満1歳の翌月1日から                      | ○           |
|    | 公  | 八束こども園     | 105       | 蒜山下見1527    | 0867-66-2019 | (保) 満1歳の翌月1日から<br>(幼) 3, 4, 5歳児 | ○           |
|    | 公  | 川上こども園     | 110       | 蒜山上福田890-16 | 0867-66-3035 | (保) 満1歳の翌月1日から<br>(幼) 3, 4, 5歳児 | ○           |

※1 久世第二保育園は令和9年3月末に閉園し、令和9年4月より新たに認定こども園として開園する予定です。

※2 令和7年度の利用希望者が10名未満の公立園については、令和8年度園児募集の結果、利用希望者が10名未満の場合、利用希望者と調整を行い休園とする可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

◆企業主導型保育事業

主に企業が雇用する労働者の子どもを保育するために、企業自ら設置する保育施設です。

利用申し込み方法や利用料金等、詳細については、施設に直接お問い合わせください。

| 施設名    | 定員<br>(人) | 所在地      | 電話番号         | 利用対象年齢          | 一時保育<br>の実施 |
|--------|-----------|----------|--------------|-----------------|-------------|
| ひなた保育園 | 19        | 中原202-15 | 0867-45-0390 | 生後6カ月から2歳児クラスまで | ○           |